

樞密院會議筆記

一 戰時教育令

昭和十六年勅令第千五百五十七號
中等學校令等ノ特例ニ關スル件

中改正ノ件

昭和二十年五月九日(水曜日)午前十時四十五分

開議

聖上臨御

出席員

平沼議長

清水副議長

大臣

鈴木内閣總理大臣 五番

米内海軍大臣 六番

松阪司法大臣 七番

豊田軍需大臣 九番

岡田厚生大臣 十番

廣瀬大藏大臣 十一番

太田文部大臣 十二番

石黒農商大臣 十三番

安倍内務大臣 十四番

小日山運輸通信大臣 十六番

顧問官

石井顧問官 十八番

窪田顧問官 十九番

南 顧問官 二十番

奈良顧問官 廿一番

松井顧問官 廿二番

菅原顧問官 廿三番

林 顧問官 廿六番

二上顧問官 廿八番

眞野顧問官 廿九番

大島顧問官 三十番

小幡顧問官 卅一番

竹越顧問官

卅二番

三土顧問官

卅三番

伊澤顧問官

卅四番

池田顧問官

卅五番

泉二顧問官

卅六番

野村顧問官

卅八番

百武顧問官

卅九番

關席員

親王

雍仁親王

一番

宣仁親王

二番

崇仁親王

三番

戴仁親王

四番

大臣

阿南陸軍大臣

八番

東郷外務大臣
兼大東亞大臣

十五番

顧問官

松浦顧問官

卅四番

朝顧問官

卅五番

深井顧問官

卅七番

平生顧問官 卅七番

委員

村瀬法制局長官

入江法制局參事官

藤野文部次官

永井文部省總務局長

小野運輸通信省海運總局長官

報告員

清水審査委員長

書記官長

堀江書記官長

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

議長

(平沼)

之ヨリ會議ヲ開ク

戰時教育令

昭和十六年勅令第千百五十七號中等學校

令等ノ特例ニ關スル件

以上二件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ

開キ朗讀ハ之ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ

報告ヲ求ム

報告員

(清水)

今回御諮詢ノ戰時教育令及昭和

十六年勅令第千百五十七號中等學校令等ノ

特例ニ關スル件中改正ノ件ニ付本官等審査

委員ヲ命ゼラレ本月三日委員會ヲ開キ當局
大臣及關係諸官ノ辯時ヲ聽キ以テ之ガ審査
ヲ遂ゲタリ
當局大臣ノ説明ニ依レバ政府ニ於テハ客年
四月全國ノ學徒ヲ動員シテ主トシテ軍需増
産ニ從事セシメ越エテ八月學徒勤勞令ノ御
制定ヲ仰ギ戰時ニ緊要ナル諸業務ニ對スル
學徒勤勞動員ノ態制ヲ整備セルガ今ヤ戰局
眞ニ危急ト爲リ獨リ軍需生産ノミナラズ食
糧増産防空防衛重要研究等戰時ニ緊切ナル

要務ノ遂行ニ關シテモ學徒ノ占ムル地位愈
々重キヲ加ヘ之ニ對スル期待亦大ナルモノ
アリ翻テ思フニ學徒ニ對スル教育ノ大本ハ
既ニ教育ニ關スル勅語ニ於テ昭示セラルル
所ニシテ即チ一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ズ
ベシトノ聖諭ハ正ニ今日ノ戰時ニ於ケル教
育ノ大方針ヲ闡明セラレタルモノト拜察ス
然ルニ現下ノ戰局ニ對處センガ爲ニハ現行
教育ニ關スル諸法令ノミヲ以テシテハ未ダ
十分ナラザルモノアルニ由リ今回政府ニ於

テハ本勅令案二件ヲ立案シ以テ戰時ニ於ケル教育ノ目標竝ニ教職員及學徒ノ使命ヲ明示スルト共ニ學校教育ノ運営ニ關シ必要ナル措置ヲ講ズルコトトシ茲ニ本案ヲ以テ本院ノ詢議ニ付セラレタルモノナリ
次ニ本案ノ要旨ヲ説明スレバ左ノ如シ
第一 戰時教育令

(一)學徒ハ盡忠以テ國運ヲ雙肩ニ擔ヒ戰時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ平素鍛鍊セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ

智能ノ鍊磨ニカムルヲ以テ本分トスベシ

(二)教職員ハ率先垂範學徒ト共ニ戰時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ俱學俱進以テ學徒ノ薰化啓導ノ任ヲ全ウスベシ

(三)食糧増産軍需生産防空防衛重要研究等戰時ニ緊切ナル要務ニ挺身セシムルト

共ニ戰時ニ緊要ナル教育訓練ヲ行フ爲

(イ)學校毎ニ教職員及學徒ヲ以テ學徒隊ヲ組織シ地域毎ニ其ノ聯合體ヲ組織ス

ルコトトシ(四)ニ以上ノ學徒隊ノ一部又ハ全部が同一ノ職場ニ於テ挺身スルトキハ原則トシテ其ノ職場毎ニ學徒隊ヲ組織シ又ハ其ノ聯合體ヲ組織スルコトトシ而シテ學徒隊及其ノ聯合體ノ組織編制教育訓練指導監督等ニ付テハ文部大臣之ヲ定ム

(四)戰局ノ推移ニ即應スル爲特ニ必要アルトキハ文部大臣ハ教科目及授業時數ニ付特例ヲ設ケ其ノ他學校教育ノ實施ニ

關シ特別ノ措置ヲ爲スコトヲ得

(五)戰時ニ際シ特ニ必要アルトキハ學徒ニシテ徵集召集等ノ事由ニ因リ軍人ト爲リ戰時ニ緊切ナル要務ニ挺身シテ死亡シ若ハ傷疾ヲ受ケ又ハ戰時ニ緊要ナル專攻學科ヲ修ムルモノハ正規ノ期間在學セズ又ハ正規ノ試験ヲ受ケザル場合ト雖之ヲ卒業セシムルコトヲ得

(六)朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國並ニ南洋群島ニ於テ本令ヲ施行スル爲必要ナル規定

ヲ設ク

第二 昭和十六年勅令第千百五十七號中等

學校令等ノ特例ニ關スル件中改正ノ

件

商船學校及商船專門學校ニ關シテハ標示

勅令ニ依リ中等學校令、專門學校令等ニ於

ケル文部大臣ノ職務ハ運輸通信大臣之ヲ

行フ旨定ムルヲ以テ前述ノ戰時教育令ニ

關シテモ同様ノ措置ヲ執ランガ爲本件ヲ

以テ標示勅令中ニ所要ノ改正ヲ施サント

スルモノナリ

按ズルニ本案ノ二件ハ現戰局下ニ於ケル學

徒及教職員ノ本分ヲ闡明シ茲ニ各學校令ノ

規定ニ對シ現下ノ事態ニ即應スル特則ヲ設

ケントスルモノニシテ別ニ支障ノ虞ナキモ

ノト認ム仍テ審査委員會ニ於テハ本案ノ二

件ハ孰レモ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ

旨全會一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

議長

(平沼)

別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ

省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ
起立ヲ請フ

(全員起立)

議長

(平沼)

全會一致可決セラレタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午前十時五十五分閉會)

議長男爵平沼魁一郎

書記官長

書記官

諸橋 襄
高辻 正巳